

飯盛靈園組合申込のご案内広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飯盛靈園組合広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、飯盛靈園組合（以下「組合」という。）の申込のご案内に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 要綱第4条に定める組合の取り扱う広告として不適当なものに該当する広告は、申込のご案内の広告として掲載しないものとする。

(広告の掲載箇所)

第3条 広告の掲載箇所は、申込のご案内の第1面（表紙）を除く各ページの記事下とし、掲載数及び掲載ページは、事務局長が定めるものとする。なお、協議の上、全面広告を掲載することもできる。

(広告の規格等)

第4条 広告の種別及びサイズは、次のとおりとする。

種別	サイズ	
規格1	縦 4.0 cm	横 15.5 cm
規格2	縦 10.0 cm	横 15.5 cm
規格3	縦 24.5 cm	横 15.5 cm

2 広告の内容、デザイン等については、組合及び申込のご案内の目的、品位等を損なわないものとし、事前に協議するものとする。また、申込のご案内の中であるかのように受け取られるおそれのある表現又は組合の事業であると誤認を受けるおそれのある文言等は使用しないこととする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、毎年2月に翌年度分をホームページへの掲載等により行うものとする。

2 前項の募集において申込みの件数が掲載可能数に満たないときは、隨時に掲載の申込みの受け付けを行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、飯盛靈園組合申込のご

案内広告掲載申込書（様式第1号）により管理者に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 管理者は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ、広告掲載の可否を決定する。

2 管理者は、前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、申込者へ飯盛霊園組合申込のご案内広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 第3条に定める広告掲載数を超えての申込みがあったときは、抽選により当選者を決定する。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、掲載を開始した日（以下「掲載日」という。）から掲載日の属する年度の月末（以下「年度末」という。）までとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、次のとおりとする。

種別	掲載料（1か月）
規格1	5,000円
規格2	10,000円
規格3	15,000円

2 広告の掲載料は、掲載日の属する月から年度末までの月数をもって算出した額とする。

ただし、1か月は月の1日から末日までとし、1か月に満たない月は1か月とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、要綱第10条により広告掲載開始日前の管理者が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付しなければならない。

(掲載広告の作成等)

第11条 掲載広告は、広告主の責任及び経費負担で作成し、管理者が指定する期日までに、JPEG形式等の画像データを管理者に提出しなければならない。

(広告内容等の変更)

第12条 管理者は、広告の内容、デザイン等が第2条の規定に該当すると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を廣告主に通告することなく広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに画像データの提出がないとき。
- (3) その他、廣告主又は廣告内容が不適当と管理者が判断したとき。

(廣告掲載料の返還)

第14条 広告掲載後の廣告掲載料は、返還しない。ただし、組合の都合により廣告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(廣告主の責任)

第15条 广告については、組合が推奨するものではなく、广告の内容等、掲載された广告に関しては、广告主が一切の責任を負う。

2 广告主は、广告の掲載により、第三者の損害を与えた場合は、自らの責任と負担において解決しなければならない。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、申込のご案内の广告掲載に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。